

第1回東戸塚小学校過大規模校対策検討部会 次 第

日時：令和5年5月31日（水）

18時00分から

場所：東戸塚小学校

- 1 開会
- 2 教育委員会事務局あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 検討部会の趣旨説明
- 5 部会長、副部会長について
- 6 議題「東戸塚小学校の過大規模校対策の検討について」
- 7 その他、事務連絡等

■本日の配付資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 席次表
- 資料3 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会運営要領
- 資料4 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会傍聴に関する要領（参考）
- 資料5 横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（参考）
- 資料6 東戸塚小学校の過大規模校対策に関する説明会資料
- 資料7 東戸塚小学校の過大規模校対策に関する説明会報告
- 資料8 事務局に寄せられた御意見等一覧
- 資料9 東戸塚小学校の過大規模校対策の検討について

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会 委員名簿

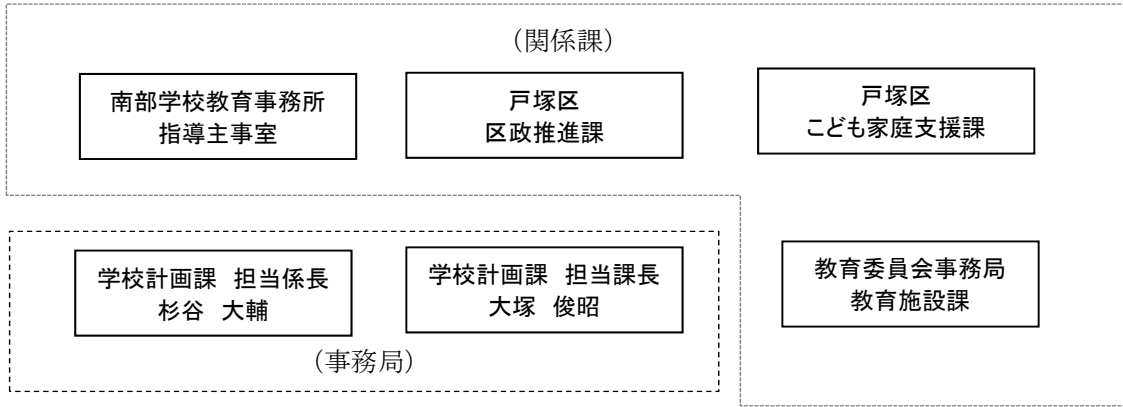
(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域代表	川畑 孝男	吉田矢部地区連合会 会長 グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ自治会 会長
	坂間 庄二	吉田町内会 会長
	山本 和男	新プロムナード矢部自治会 会長
	青山 勉	矢部町内会 会長
	加藤 伸雄	モデラピークス戸塚自治会 会長
	中山 晴生	上倉田西町内会 会長
	保科 泉	サンハイツ戸塚自治会 前会長
	森田 洋郎	戸塚ハイライズ自治会 会長
保護者代表	小野 希	東戸塚小学校PTA 会長
	岡部 歩	東戸塚小学校学校運営協議会 委員 東戸塚小学校PTA 前会長
	高杉 陽子	豊田中学校PTA 会長
	植野 雅俊	舞岡中学校PTA 会長
学校関係者	山手 英樹	東戸塚小学校 校長
	小佐野 和人	豊田中学校 校長
	岩田 明正	舞岡中学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	杉谷 大輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	福田 達彦	教育委員会事務局 学校計画課
	井川 博貴	教育委員会事務局 学校計画課
	水口 茜	教育委員会事務局 学校計画課
分野	氏名	所属・役職等
関係課	赤羽 孝史	教育委員会事務局 教育施設課担当課長
	田島 絵美	教育委員会事務局 教育施設課計画推進係長
	河原 かおり	教育委員会事務局 南部学校教育事務所 指導主事室 指導主事
	雨堤 久美	戸塚区 区政推進課長
	織地 啓	戸塚区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	畠山 久子	戸塚区 こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長
	清家 洋平	戸塚区 こども家庭支援課 担当係長

第 1 回 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会

席次表



吉田矢部地区連合会 会長
 グランフォーレ戸塚ヒルブリス*自治会 会長
 川畑 孝男

上倉田西町内会
 会長 中山 晴生

舞岡中学校
 校長 岩田 明正

吉田町内会
 会長 坂間 庄二

豊田中学校 校長
 校長 小佐野 和人

プロムナード矢部自治会
 代表 山本 和男

東戸塚小学校
 校長 山手 英樹

矢部町内会
 会長 青山 勉

モデラピース戸塚自治会
 会長 加藤 伸雄

舞岡中学校 PTA
 会長 植野 雅俊

サンハイツ戸塚自治会
 前会長 保科 泉

豊田中学校 PTA
 会長 高杉 陽子

戸塚ハイライズ自治会
 会長 森田 洋郎

東戸塚小学校学校運営協議会 委員
 東戸塚小学校PTA 前会長
 岡部 歩

東戸塚小学校 PTA
 会長 小野 希

傍聴席

記者席

入口

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例(平成25年9月横浜市条例第55号)に基づき設置する、東戸塚小学校過大規模校対策検討部会(以下「部会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、東戸塚小学校の過大規模校対策に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 過大規模校対策の手法に関する事
- (2) 分離新設又は分校の設置による場合は、学校名に関する事
- (3) 分離新設又は分校の設置による場合は、通学区域に関する事
- (4) 通学安全の確保に関する事
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(部会委員)

第3条 部会委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東戸塚小学校の通学区域に係る連合自治会長、自治会・町内会長等
 - (2) 東戸塚小学校及び関係中学校の保護者代表
 - (3) 東戸塚小学校及び関係小・中学校の学校長
 - (4) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 部会委員の任期は、前条に定める調査審議事項について、意見書等を提出するまでとする。
- 3 部会委員の代理は、認めないものとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が指名する部会委員が、その職務を代理する。
- 5 前項で指名された職務代理者を副部会長とする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が行う。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第6条 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年3月24日から施行する。

この要領は、令和4年12月2日から施行する。

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会 傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第6条4項に基づき、東戸塚小学校過大規模校対策検討部会（以下「部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、5人以内とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選とする。

(傍聴の手続き)

第3条 部会を傍聴しようとする者は、会場の受付で、傍聴申込書（第1号様式）に氏名及び住所など所定の事項を記入し、傍聴券（第2号様式）の交付を受けなければならない。

(秩序の維持)

第4条 傍聴者が傍聴席に入場するときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従い着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、部会長が許可した場合は、この限りではない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他部会長が部会の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(報道機関の傍聴)

第5条 報道機関については、傍聴定員の外とし、部会長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、写真等の撮影は部会の冒頭とし、部会における発言の録音をしてはならない。

(会場からの退去)

第6条 部会長は、傍聴者が部会の進行を妨害する等部会の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に、部会の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、部会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(部会の非公開)

第7条 部会を非公開とするとき、又は部会長が必要と認めたときは、部会長は、すべての傍聴者（報道機関含む）に退場を命じることができる。

(退去措置)

第8条 第6条及び第7条の場合に、部会長は、係員をしてその命令を執行させることができる。

附 則

この要領は、令和4年3月24日から施行する。

この要領は、令和4年12月2日から施行する。

第1号様式（第3条）

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会 部会長

傍聴申込書

本日開催の東戸塚小学校過大規模校対策検討部会を傍聴したいので、申し込みます。
なお、部会傍聴の際は、「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会傍聴に関する要領」を守ります。

年 月 日

住 所

氏 名

第2号様式（第3条）

（表）

<p>第 号</p> <p>傍 聴 券</p> <p>年 月 日</p> <p>東戸塚小学校過大規模校対策検討部会 部会長</p>

（裏）

<p>傍聴される方へ</p> <ol style="list-style-type: none">1 会場の指定された場所に着席してください。2 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、部会長が許可した場合を除きます。3 危険物を持っている方、酒気を帯びている方その他部会の運営に支障があると認められる方は、会場に立ち入ることができません。4 傍聴者が、部会の進行を妨害する等、部会の運営に支障となる行為をし、部会長の指示に従わないときは、会場から退去していただきます。

○横浜市学校規模適正化等検討委員会条例

制 定 平成25年9月30日条例第55号

最近改正 平成28年2月25日条例第4号

(設置)

第1条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進する等のため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等に関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること。
- (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること。
- (3) 規模の適正化に関すること。
- (4) 配置に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会、町内会その他の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の役員
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者
- (4) 小中学校等の長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

- 2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員30人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その）」と、同条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東戸塚小学校の 過大規模校対策について

令和5年4月19日（水）
①14時～ ②18時～

教育委員会事務局
学校計画課 教育施設課

1

1 東戸塚小学校の現状と 対応策について

担当：学校計画課

2

1-(1) 現状と見込み（児童数・学級数の推移）

令和5年4月7日現在、6学年あわせた一般学級の児童数は977名、31学級（全体：児童数1025名、38学級）ですが、今後、児童数が増加し、学級数も増加していく見込みです。

学年	学級数（一般学級）	児童数（一般学級）
R4	28	954
R5	31	977
R6	33	~1,100
R7	36	~1,200
R8	38	~1,300
R9	41	~1,400
R10	44	~1,500

※R4は令和4年5月1日現在の実数値。R6以降は令和4年度義務教育人口推計値

3

1-(2) 規模が大きくなることによる課題<1>

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模化・適正配置等に関する手引」（平成27年1月策定）では、大規模校では次のような課題が生じる場合があるとされています。

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる

4

1-(2) 規模が大きくなることによる課題<2>

- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する
- ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる

5

1-(2) 規模が大きくなることによる課題<3>

- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる

文部科学省では、従来から31学級以上を過大規模校としたうえで、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。

6

1-(3) 学級規模の考え方

横浜市では、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成30年12月改訂）において、次のように定めています。

適正な学校規模の考え方（抜粋）

11	12	24	25	30	31	(学級数)
小規模校		適正規模校		準適正規模校		過大規模校

小学校では12~24学級※を「適正規模校」とし、11学級以下を「小規模校」、25~30学級を「準適正規模校」、31学級以上を「過大規模校」とする。

※学級数は一般学級の合計で考えます。

7

1-(4) 基本方針での考え方

過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、**分離新設（新しい学校の設置）を検討する**

としています。ただし、

- ・ 適した用地の確保が困難なとき
- ・ 施設、教育内容、児童生徒指導等に支障がないとき

分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討します。

8

1-(5) 東戸塚小学校の場合…

・本市の財政状況を鑑み、制定された「横浜市資産活用基本方針」（令和4年12月改訂）では、新たな用地取得は原則的に行わないとされています。

⇒新たな土地を取得することが困難な状況です。

・東戸塚小学校は、市立小学校敷地平均の2倍超の面積を有しています。

⇒分離新設するとしたら、東戸塚小学校の敷地を分割して、新しい学校をつくるのが案になり、過大規模校とは別の課題が生じてしまう可能性があります。

9

1-(5) 東戸塚小学校の場合…

・建替えなど、大規模な老朽化対策を行う予定になっている



過大規模校の課題のうち、
施設面に関する必要な対策ができる

分離新設にこだわらず、
幅広く方策について検討します

10

1-(6) 想定される過大規模校対策の方策(1)

過大規模校において生じる可能性のある課題を解消する方策として、現在想定されているもの

- ①単独整備案…建替え又は長寿命化・増築によって、教室等を補い、1校として運営する
- ②分校設置案…「東戸塚小学校◆◆分校」を設置して、本校と分校の体制で運営する
- ③分離新設案…新しい小学校を整備して、それぞれ別の学校として運営する

11

1-(6) 想定される過大規模校対策の方策(2)

東戸塚小学校で想定される「分校」とは？

通学区域を分けるのではなく、学年によって、使用する校舎を分ける「学年別分校」を想定しています。



敷地は名目上分かれていますが、一体的に使用できるようフェンス等の設置は行わないことを想定しています。

12

1-(7) 方策案のメリット・デメリット<1>

	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
児童の学習・生活環境等	学級数が多く、学年全体や全学年が一同に集まって行う活動の内容や場所が限られ、学校としての一体感を保ちにくい	学年全体や全学年が集まって活動しやすく、学校として一体感を保ちやすい	学年全体や全学年が集まって活動しやすく、学校として一体感を保ちやすい
	一学年の学級数が多いため、授業の進捗にばらつきが生じやすい	一学年の学級数が少なく、学校ごとに学習の進捗をそろえやすい	一学年の学級数が少なく、学校ごとに学習の進捗をそろえやすい

13

1-(7) 方策案のメリット・デメリット<2>

	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
児童の学習・生活環境等	一学年の人数が多く、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせづらい	本校と分校で行事を分けることで役割を持たせやすいが、学校としての一体感を保ちにくい	運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせやすい
	1校として学校運営を行うため、比較されることがない	2校が隣接するため、常に比較対象となり、学校間で過剰な競争意識が生じる	2校が隣接するため、常に比較対象となり、学校間で過剰な競争意識が生じる

14

1-(7) 方策案のメリット・デメリット<3>

	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
地域・通学区	通学区は現在のまま変わらないため、新たな問題は生じない	現在の通学区を2つに分ける必要があり、地域の役割分担などの負担が増える	現在の通学区を2つに分ける必要があり、地域の役割分担などの負担が増える
施設	基本的に1校分を整備する	基本的に2校分の整備を行うことが可能（ただし、給食室や図書室等を共用施設とすることも可）	基本的に2校分の整備を行うことが可能（ただし、給食室や図書室等を共用施設とすることも可）

15

1-(7) 方策案のメリット・デメリット<4>

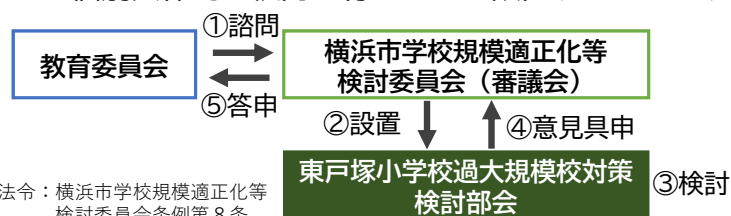
	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
教職員	基本的に1校分の教職員配置となる	1校分に加えて、分校運営に必要な教職員配置ができる	2校それぞれの運営に必要な教職員配置ができる
学校名等	学校名も変わらず、これまでの校歌・校章等を引き継げる	分校は、東戸塚小学校◆◆分校となるが、校章や校歌等はこれまでのものを引き継げる	新設校は、学校名や校歌、校章等を新しくする必要がある

16

1-(8) 検討の進め方<1>

過大規模校対策の検討は、本市教育委員会の附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、「審議会」という。）に設置された、『東戸塚小学校過大規模校対策検討部会』で行います。

教育委員会からの諮問を受けた審議会が、地域や学校ごとに個別具体的な検討を行うために設置するものです。



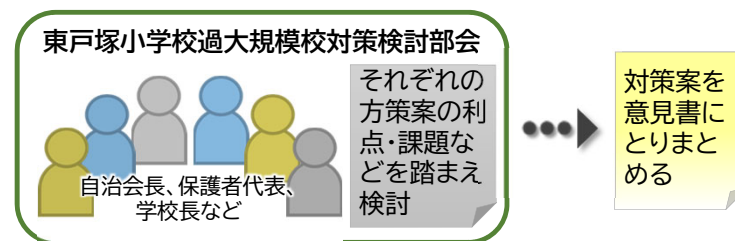
根拠法令：横浜市学校規模適正化等
検討委員会条例第8条

17

1-(8) 検討の進め方<2>

東戸塚小学校の過大規模校対策検討部会は、東戸塚小学校に関わる地域や保護者の代表者、学校長などを委員として構成されます。

検討した内容は意見書にとりまとめ、審議会に意見具申していただきます。



18

1-(9) 検討状況のお知らせ

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会において検討した内容や結果などについては、「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会ニュース」に取りまとめます。

ニュースは、市ホームページに掲載するほか、東戸塚小学校の児童の保護者、通学区域内にお住まいのみなさまに全戸配付してお知らせします。



掲載するホームページ

横浜市 トップ>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育
>教育に関する施策・取組>横浜市立小・中学校の通学区域
制度及び学校規模の適正化>過大規模校の対策>東戸塚小学校
(戸塚区)

19

1-(10) 検討に関する御意見・御質問

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会が設置されている間、みなさまからの御意見・御質問を受け付けます。

事務局にお寄せいただいた御意見は、受付日以後に開催される部会で、委員のみなさまに報告し、ニュースにも概要を記載いたします。



東戸塚小学校過大規模校対策検討部会

事務局：横浜市 教育委員会事務局 学校計画課



メールアドレス ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp

電話 045-671-3252 ファクス 045-651-1417

20

2 当面の教室数不足等への対応

担当：教育施設課営繕係

21

2-1) 老朽化対策実施までの対応

- ・現在は、31学級で今後も児童数増で学級数が増える
- ・老朽化対策実施までに教室数が不足



一時的な対策としてプレハブ校舎を建設

22

2-2) 改修の進め方について

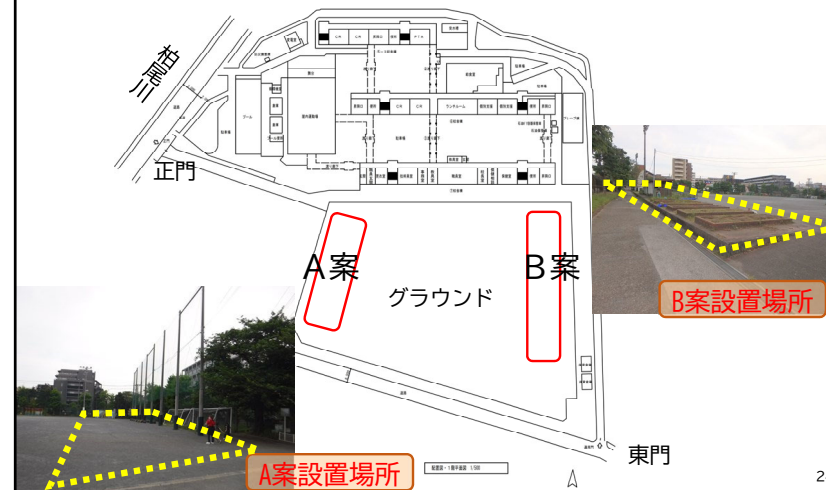
- ・令和7年度に、校舎内では賄えなくなる
- ・それまでにプレハブの設置が必要

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	設計	工事	供用開始

※プレハブ校舎の設置により、校庭の一部が使用できなくなります

23

2-3) 仮設校舎の設置場所（案）



24

2-(4) 給食室の改修

- ・現在の設備では、老朽化対策までの児童数の増加に対応できない
→給食室の設備を増強します

年度	工事時期	改修場所	給食提供の影響
令和5	夏休み	給食室	なし

※給食室についても老朽化対策時に、あらためて対応を検討します

25

3 老朽化対策について

担当：教育施設課計画推進係

26

3-(1) 横浜市の学校建替えの取組状況

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(平成29年5月策定)に基づき、老朽化した小・中学校施設を計画的に建替えています。

東戸塚小学校も、老朽化対策の対象となっています。

【建替校の一例】都岡小学校(旭区)の校舎棟外観、音楽室



27

3-(2) 一般的な建替えの進め方

一般的な老朽化対策(建替え)のスケジュールは次のとおりです。

工事期間は学校の状況や工事方法により異なります。

1年目	2年目	3~4年目	5年目~
基本構想	基本設計	実施設計	工事

28

3-(3) 東戸塚小学校での進め方

過大規模校対策検討部会

- ・ 過大規模校対策の方策
(単独整備／分校／
分離新設)

- 施設整備についての検討
- ・ 配置や工事方法の検討
- ・ 工期や工事費等の確認

事務局

- ・ 施設規模の決定
- ・ 建替えや増築・改築等
の手法の検討
- ・ 法令や敷地条件の確認

施設整備意見交換会

市役所内部の審査
↓
工事へ

29

3-(4) (参考) 長寿命化について

- ・ 建替えにかえて「長寿命化」も選択肢と考えています。
- ・ 長寿命化とは、現在の学校施設を活用し、構造躯体の安全性を確認したのち、劣化対策や設備更新・内部の改修を行うものです。

⇒本市ではまだ施工例がなく、外部の専門家も交えて検討する必要があります。

※東戸塚小学校の場合、既存校舎を長寿命化した場合にも、不足教室対策としてプレハブ校舎とは別に校舎の増築が必要となります。(校舎増築後にプレハブは撤去)

30

3-(4) (参考) 長寿命化について

・ 長寿命化を行う場合の進め方

- ① 今後、何年程度学校施設の使用が可能か調査
- ② 使用見込み年数等に応じた手法を検討
- ③ 耐力壁や柱、梁などの保全や強化に加え、設備内装の改善、間取り変更等を検討

・ 長寿命化の工事も、学校運営しながら行う必要があるため、ある程度の年数をかけて進めることが想定されます。

31

4 質疑応答

32

お問合せ先

	担当課	電話	メール
東戸塚小学校の現状 と対応策について (検討部会)	学校計画課	671-3252	ky-higashitotsuka- kibo@city.yokohama .jp
施設の改修について	教育施設課 営繕係	671-3258	ky-shisetsu@city. yokohama.jp
老朽化対策について	教育施設課 計画推進係	671-3531	



本日の資料は横浜市教育委員会事務局の
ホームページでも後日、公開いたします。
[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/
kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo/higashitotsuka-kibo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo/higashitotsuka-kibo.html)

東戸塚小学校の過大規模校対策に関する説明会報告

発行日：令和5年5月29日

発行：横浜市教育委員会事務局
学校計画課、教育施設課

<開催日時・会場>

◆令和5年4月19日（水） 会場：東戸塚小学校

昼の部（14：00～15：00） 参加者：119名

夜の部（18：00～19：00） 参加者：72名

※当日の資料は、教育委員会ホームページで御覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo.html>



<説明会の趣旨>

東戸塚小学校は、令和5年4月7日現在、6学年合わせた一般学級の児童数は977名、一般学級数31学級以上の過大規模校^{※1}となっており、今後も更に児童数が増加し、学級数も増加していく見込みです。文部科学省の手引き^{※2}では、過大規模の状態が続くと、学校行事等において係や役割分担のないお子さんがいたり、きめ細かな指導を行うことが困難になったりする等、様々な課題が生じる場合がある、としています。

そのため、教育委員会では、東戸塚小学校の過大規模校対策について、具体的な検討を始めていきたいと考えています。検討に先立ち、東戸塚小学校の保護者の皆様をはじめ、通学区域内にお住まいの皆様を対象に説明会を開催しました。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成30年12月改訂）においては、「過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設（新しい学校の設置）を検討する」としています。東戸塚小学校の場合、市立小学校敷地平均の2倍超の面積を有していること、今後大規模な老朽化対策を行う予定になっていること等の状況を踏まえ、現在想定されている次の3つの案を中心に、幅広く方策を検討したいと考えています。

- ① 単独整備案…建替え又は長寿命化・増築によって教室等を補い、1校として運営する
- ② 分校設置案…「東戸塚小学校◆◆分校」を設置し、現在の敷地で本校と分校の体制で運営する
- ③ 分離新設案…新しい小学校を整備し、現在の敷地でそれぞれ別の学校として運営する

※1 横浜市、文部科学省とも、31学級以上を過大規模校としており、文部科学省は設置者に対し、過大規模校について速やかにその解消を図るよう、促しています。

※2 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

■説明会における主な御意見・御質問

（☆：御意見・御質問、→：教育委員会事務局からの回答・説明）

1 東戸塚小学校の現状と対応策について（当日資料P2～20）

☆ 学級数はどの程度まで増えると教育上影響が生じるのか。

→ 教育上の影響の一例として、普通教室数が不足していなくても、特別教室の割り当てが少なくなってしまうことなどが挙げられます。例えば、理科室や音楽室などは33学級以上になると、第二理科室、第二音楽室を整備する必要があります。

☆ 新たな学校用地の取得は検討しないのか。

→ 横浜市では財政状況等を鑑み、「横浜市資産活用基本方針」（令和4年12月改訂）において、新たな用地取得は原則的に行わないとしています。そのため、現在の東戸塚小学校の敷地を保有したまま、新たな土地を取得することはしない考えです。

☆ 通学区域変更は検討したのか。通学区域変更によって少しでも児童を減らすべきではないか。

→ 通学区域の見直しは、周辺校の学級数と保有している教室数などの施設状況、自治会町内会等の地域コミュニティを踏まえて行うことが必要になりますが、東戸塚小学校の児童数・学級数の増加や周辺校の状況等を踏まえると、通学区域の変更による過大規模状態の解消は困難だと考えています。

東戸塚小学校の過大規模校対策の大きな方向性としては、今回お示しした方策の3案を中心に、東戸塚小学校過大規模校対策検討部会（以下、「検討部会」という。）で検討していきたいと考えています。

☆ 東戸塚小学校に学区外から通学している児童はどれくらいいるのか。

→ 指定地区外の就学者は一人ひとり面談をして決めており、各学年で10人から15人程度在籍しています。

☆ 検討部会での検討スケジュールは決まっているか。

→ 結論を出すまでの部会の開催回数や期限は、具体的には決めていません。ただし、何年もかけて検討するものではなく、施設整備工事等にも時間がかかることを考慮すると、早めに方向性を取りまとめたいたいと考えています。

☆ 検討部会では、過大規模校対策として想定される3案（単独整備案、分校設置案、分離新設案）について検討するということか。

→ 部会では、過大規模校対策として想定される3案を中心に、東戸塚小学校の過大規模校対策の方策を検討し、とりまとめていきたいと考えています。

検討部会で過大規模校対策の方策が決定したのち、施設整備に関する検討の場を設け、校舎の老朽化対策を含めた施設整備について検討を進めていきます。

☆ 分校設置案、分離新設案になった場合、2校分の整備を行うことが可能とあるが、体育館やプールも2校分の整備を行うことができるのか。もし2校分の整備をする場合、今現在の東戸塚小学校の敷地の中につくるのか。

→ 分校設置案、分離設置案では、体育館やプールといった施設を2校分整備することは可能ですが、その場合は別の敷地ではなく、現在の東戸塚小学校の敷地内に整備する形になります。

☆ 適正規模のメリットとして挙げている異学年交流は、学年別の分校設置の場合、難しくなるのではないか。

→ 分校設置案の「1年生から4年生が本校、5年生と6年生が分校」という記載はあくまでも一例であり、鶴見区の市場小学校がこの方法を取っていることから、参考という形でお示しました。

また、学年で校舎を分けたとしても、同一敷地内に分校を設置する場合は、これまでと大きく変わらない形で異学年交流が行えるものと考えています。

☆ 分校設置案を選択した場合は転校となるのか。また、経歴において〇〇小学校と書くことがあった場合、東戸塚小学校〇〇分校卒業という形になるのか。

→ 資料では、5年生と6年生が分校に通うことをイメージでお示しましたが、その場合も転校という扱いにはなりません。市内では、鶴見区の市場小学校において、けやき分校を設置しており、5～6年

生が分校に通っていますが、卒業証書は市場小学校としています。

☆ 今後、過大規模校対策が行われるまでの間のサポートはどうなるのか。児童や教職員、施設面のフォローはあるのか。

→ 教育環境を整え学校運営をサポートすることが、教育委員会事務局の役割であると考えています。ハード面については、暫定的にプレハブを設置することで教室不足に対応する予定ですが、施設面だけでなく、学校運営といったソフト面についても、教育委員会事務局としてバックアップしていきたいと考えています。

☆ 今後もこのような説明会は開催されるのか。

→ 今後、説明会を行うかどうかは決めておりません。これから、保護者・地域の代表者、学校長等を委員とした検討部会を設置し、過大規模校対策の方策について検討を進めますが、検討部会での議論の内容については部会終了後、部会ニュースを発行し、学校を通じて保護者の皆様に配付します。通学区域内にお住まいの方にも全戸配付し、本市ホームページにも掲載します。
また、検討部会の委員の方以外からも広く御意見をお寄せいただきたいと考えています。いただいた御意見・御質問については、受付日以後に開催される部会で委員の皆様にご報告し、部会ニュースにも概要として記載する予定です。

☆ 検討部会ニュースの全戸配付は大変な作業だと思うが、ポスティングを業者に委託するのか。

→ 検討部会ニュースの周知・配付方法については、全校児童の保護者の方に対しては学校を通して配付いたします。また、通学区域内の御家庭には、外部の業者に委託して全戸配付いたします。

2 施設の改修について（当日資料P21～25）

☆ 現在の校舎では、何クラスまで対応できるのか。

→ 現在の東戸塚小学校の普通教室数は32教室です。今後、学級数が増加し、教室数が不足する見込みとなっているため、現在の校舎の改修等により教室数を確保していきます。具体的な改修箇所は未定で、今後、学校と調整していきますが、他の学校では、多目的室を普通教室に改修するなどの対応を行っています。

☆ プレハブ校舎をつくる場合は特別教室になると聞いたことがある。プレハブはどういった教室構成になるのか。

→ プレハブ校舎にも普通教室を入れることができます。プレハブ校舎の教室数や設置する教室の内訳については未定です。普通教室や個別支援学級のほか、特別教室等も必要になりますが、それぞれの教室をどのように配置していくかについては、実際に使用する学校関係者の方々の御意見もあるかと思しますので、学校運営を考慮して検討していきます。

☆ プレハブ校舎をつくることになるという説明だったが、プレハブ校舎が3つの案の中にあつた分校になるということか。

→ 東戸塚小学校の過大規模校対策については、単独整備案、分校設置案、分離新設案の3案を中心に検討していきますが、いずれの案でも工事が完了するまでの間に教室数が不足することから、暫定的に教室を確保するためにプレハブ校舎が必要になります。プレハブ校舎が分校になるということではありません。

3 老朽化対策について（当日資料P26～31）

☆ 施設整備意見交換会とあるが、意見交換会の場で出た意見はどの程度反映されるのか。校舎の配置など、意見交換会の意見を聞いて、変更されることはあるのか。

→ 学校を整備するにあたって整備内容の基準を設けているものもありますが、施設の配置等については、実際に使用される学校関係者の方々の御意見を踏まえて、変更できるものもあります。使い勝手の良い施設となるよう、関係者の方と意見交換を行いながら進めたいと考えています。

☆ 工事期間はどの程度になるか。入学から卒業までずっとプレハブ校舎で過ごすことにならないよう、配慮していただけるのか。

→ 一般的な小学校の建替えでは、設計で2～4年、工事で2、3年程度かかりますが、校舎の規模や配置等、設計条件が固まるまでは、工事期間をお示しすることが難しい状況です。

☆ 誰もが行きたい学校に行ける環境づくりが大事。校舎のバリアフリー化については、どのように考えているのか。

→ まずは過大規模校対策の方向性を決めることとなります。今回3案を示させていただいていますが、どの案を採用するとしても、学校の施設整備は行うこととなります。その際には、しっかりとしたバリアフリー対策を行っていきます。

☆ 学校は主として教育を行う場であるが、災害時に活用されるなど、公共施設としての側面もある。他の部署とどのように連携しているのか。

→ ご指摘のとおり、東戸塚小学校は教育の場という以外にも、さまざまな機能があります。検討部会には、戸塚区役所の職員も関係課として参加し、区としての視点も一緒に議論しながら、具体的な内容を検討していきたいと考えています。また、まちづくりに関係する部署とも必要に応じて情報共有や意見交換を進めていきます。

【本件についてのお問合せ】

項目	担当部署 (教育委員会事務局)	電話番号	メールアドレス
1 東戸塚小学校の現状と対応策について (当日資料P2～20)	学校計画課	671-3252	ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp
2 施設の改修について (当日資料P21～25)	教育施設課営繕係	671-3258	ky-shisetsu@city.yokohama.jp
3 老朽化対策について (当日資料P26～31)	教育施設課計画推進係	671-3531	

事務局に寄せられた御意見等一覧

	意見内容	問合せ方法
1	<p>先日、説明会に参加させていただきました東戸塚小の保護者です。質疑応答の際に意見がありましたが、改めて意見として書かせていただきます。</p> <p>PowerPoint 1 - (4) の基本方針での考え方のことについてなのですが、「過大規模の状態が続き、通学区域変更などによっても解消が困難な場合」と書かれてあります。</p> <p>説明会では、通学区域が広がることを懸念し、通学区域変更は考えていないような趣旨のご回答がありましたが、それはいかがなものなのかと思っております。</p> <p>先日の説明会では、小学校の通学距離は片道 2 キロ以内というお話でした。例えば、東戸塚小を起点と考える場合、近隣校の倉田小までは、1.7 キロ、舞岡小までは 2.2 キロです。そうならば、舞岡方面に近い住居の方は、舞岡小まで 2 キロまではいかないでしょうし、倉田方面に近い住居の方は倉田小に十分に通える範囲に該当すると思います。</p> <p>近隣校のクラス数や人数の状況を見ると、通常学級が、倉田小は 12 学級、舞岡小 14 学級と東戸塚小よりもはるかに少ないです。それなら、きちんと通学区域変更を行い、近隣校との平均化を図ってみたいかがでしょうか？</p> <p>近々、舞岡方面側に、新しいマンションも建設されているところと建設予定のところもあります。その方たちには近隣校に通学してもらう措置をとったり、東戸塚小学校の学区を特別調整通学区域として指定し、近隣校にも通学できるようにしたりする等の選択肢を今現在通学している東戸塚小の保護者に投げかけてみるのはいかがでしょうか？</p> <p>児童の実態によっては、児童が多くても東戸塚小学校に通学したいと思う保護者もいるでしょうし、児童の学習環境を考えて近隣校へ転籍させたいと思う保護者もいると思います。その点だけでも、随分人数の平均化はできると思います。また、通学路については近隣校との校外委員との連携をとることによって解消できるのではないかと考えます。</p> <p>また、環境面で考えるならば、プレハブ校舎や分校などの建築工事等により、児童たちの学習環境が整わないのは、やはりあってはならないことだと思います。なにより行事の形態や特別教室の利用などにも支障が出るのは目に見えていると思います。</p> <p>別件になりますが、学校併設のキッズもたくさんの児童が利用したい要望があるのに、人数的なことから区分 1 の児童は利用ができず、利用できてもスポット利用のみです。その点を踏まえ、近隣の学童を利用せ</p>	メール

ざるを得ない保護者もたくさんいます。

さまざまな点を考えると、方策（１）、（２）の考えもありますが、条件的に無理があるように思います。

方策（１）、（２）の前にとれる保護者にも納得ができる措置を講じていただけないでしょうか？どうぞ宜しくお願い申し上げます。

【回答】

通学区域の変更を検討する際は、通例、周辺校の学級数と保有している教室数の状況を踏まえて行います。保有している教室数については、各学校で異なっており、東戸塚小学校の周辺校においては、教室数に余裕のある学校が少ない状況です。

舞岡小学校や倉田小学校との調整について、御提案をいただきましたが、舞岡小学校は保有している普通教室数14教室に対して、令和5年度の一般学級数は14学級となっています。また、倉田小学校は保有している普通教室数16教室に対して、令和5年度の一般学級数は13学級という状況であり、他の周辺校と比べると余裕がある状況ですが、倉田小学校と通学区域変更を行ったとしても、東戸塚小学校の過大規模校の状態を解消できるほどの余裕はありません。

東戸塚小学校の過大規模校対策として、通学区域変更による抜本的な過大規模状態の解消は困難なことから、単独整備案、分校設置案、分離新設案という3案を中心に東戸塚小学校過大規模校対策検討部会で検討していきたいと考えています。

また、学級数増加に伴うプレハブ校舎の設置や老朽化した校舎の建替えに係る工事については、他校でも同様に行っております。工事については、児童の安全や教育環境に最大限配慮しながら行ってまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

この度、いただいた御意見につきましては、第1回検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。

今後も、教育環境の整備に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

東戸塚小学校の過大規模校対策の検討について

現在、東戸塚小学校（昭和 26 年開校）は、一般学級数が 31 学級（令和 5 年 4 月 7 日現在）の過大規模校となっています。同校の通学区域内では、大規模な住宅開発が続いており、今後も過大規模校の状態が継続する見込みです。そのため、東戸塚小学校の過大規模校対策を検討するため、関係する地域・保護者・学校の代表者からなる検討部会を設置し、今後の対策について具体的に検討していきます。

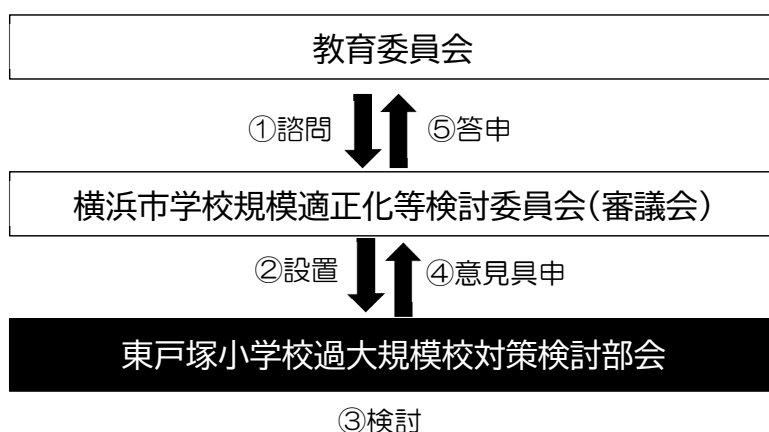
なお、同校は施設の老朽化に伴い、建替え等の大規模な老朽化対策を行う予定となっています。

1 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会について

(1) 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会の位置付け

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会は、本市教育委員会の附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、「審議会」という。）の付託を受け、同校の過大規模校対策の基本的な方策について検討を行うために設置されるものです。

[図1]東戸塚小学校過大規模校対策検討部会の位置付け



（根拠法令：横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第8条）

(2) 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会での検討内容

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会は、同校の過大規模校対策の基本的な方策について検討し、審議会への意見書を提出することが主な役割です。

過大規模校対策の方策決定後、教育委員会事務局での建替え等の老朽化対策に向けた施設配置や工事方法、法令・敷地条件等の検討を経て、関係する地域・保護者・学校の皆様との意見交換の場を設け、御意見を踏まえながら、施設整備について検討していく予定です。

[図2]東戸塚小学校過大規模校対策及び校舎等の施設整備に係る流れ



2 東戸塚小学校の現状

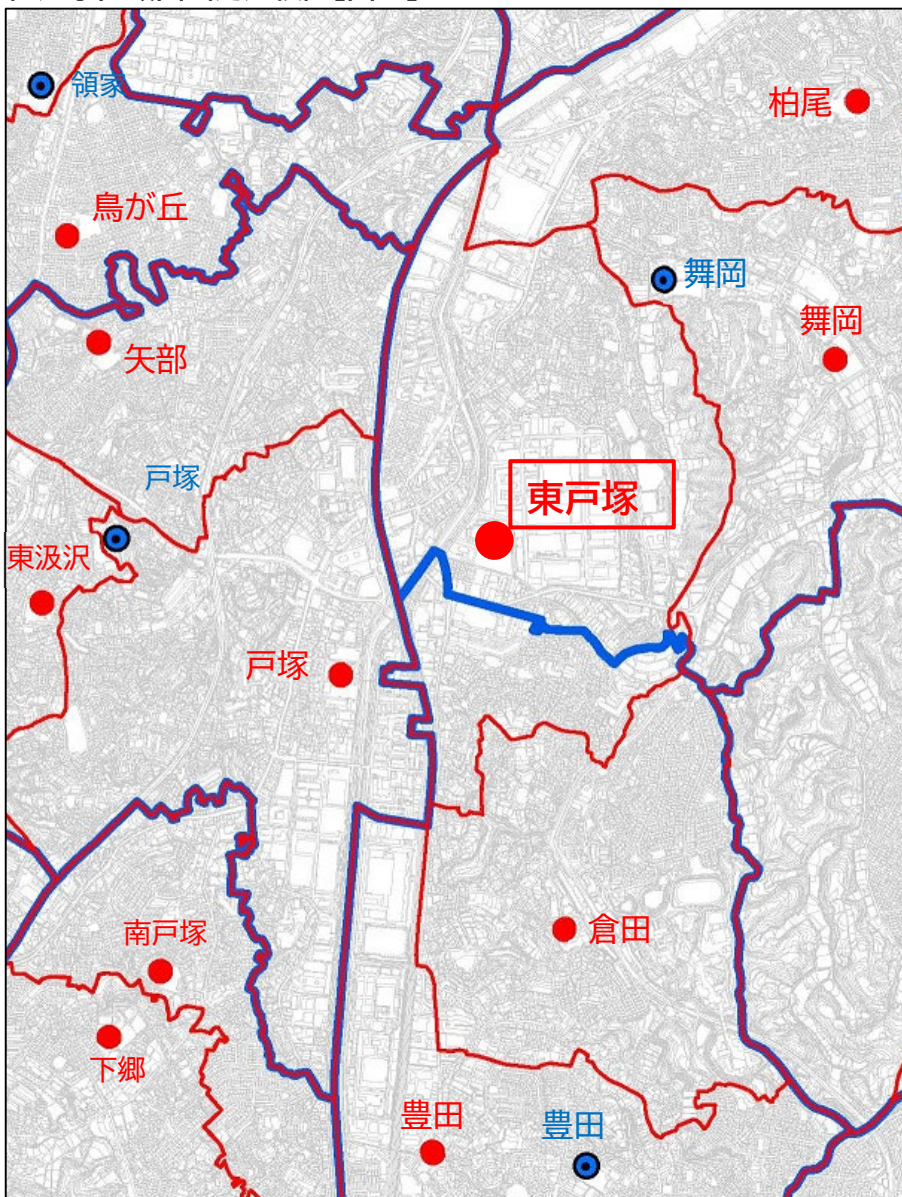
(1) 令和4年度義務教育人口推計【表1】

(単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	普通 教室数
児童数	954 (994)	977 (1,025)	1,059	1,147	1,218	1,291	1,399	32
学級数	28 (34)	31 (38)	33	36	38	41	44	

※R4～5は各年度当初の実数値。R6～R10は、令和4年度義務教育人口推計による推計値（一般学級のみ）。
 ※（）内は個別支援学級の児童数・学級数を含む実数値。（将来の個別支援学級の児童数・学級数は算出することができないため、推計値は作成していません。）

(2) 通学区域図（周辺校）【図3】



【凡 例】	
小学校	●
中学校	●
小学校通学区域	—
中学校通学区域	—
行政区域	—

3 過大規模校における課題と対策の考え方

(1) 過大規模校における課題

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模化・適正配置等に関する手引」(平成27年1月策定)より)
文部科学省では、31学級以上を過大規模校としたうえで、次の課題が生じるとしています。また、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。

【大規模な学校で生じる課題】

- ①学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる
- ②集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる
- ③同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する
- ④教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい
- ⑤児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる
- ⑥特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる
- ⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる

(2) 学級規模の考え方及び過大規模校への対策

(「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」より)

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)において、小学校では31学級以上を「過大規模校」としています。

過大規模校については、過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設(新しい学校の設置)を検討するとしています。ただし、「適した用地の確保が困難なとき」「施設、教育内容、児童生徒指導等に支障がないとき」は分離新設以外の方策も柔軟に検討するとしています。

【図4】 学校規模の考え方

	11	12	24	25	30	31 (学級数)
小学校	小規模校	適正規模校		準適正規模校		過大規模校

4 基本方針に基づく検討

(1) 通学区域変更の検討について

① 周辺校の状況について

東戸塚小学校と通学区域を接している小学校の義務教育人口推計は、表2のとおりです。

周辺校にも多数の余裕教室がある学校はなく、通学区域変更を行っても、東戸塚小学校の過大規模校の解消は困難です。

【表2】東戸塚小学校と周辺校の義務教育人口推計 (単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有 教室数
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,147	1,218	1,291	1,399	32
	学級数	28	31	33	36	38	41	44	
柏尾小	児童数	596	587	599	573	550	495	440	20
	学級数	20	20	20	20	19	16	15	
舞岡小	児童数	330	368	397	392	385	350	353	14
	学級数	13	14	14	14	14	13	13	
倉田小	生徒数	409	392	398	371	358	345	330	16
	学級数	12	13	12	12	12	12	12	
戸塚小	児童数	880	896	966	1,012	1,066	1,075	1,072	28
	学級数	26	27	30	32	34	33	33	
矢部小	児童数	664	648	671	663	639	620	593	22
	学級数	22	21	22	21	20	20	19	
鳥が丘小	児童数	525	505	522	513	495	487	486	20
	学級数	18	18	18	18	18	18	18	

※R4～5は各年度当初の実数値。R6～R10は、令和4年度義務教育人口推計による推計値(一般学級のみ)。

② 通学区域変更及び特別調整通学区域設定のシミュレーションについて

通学区域変更によって、東戸塚小学校の過大規模校の解消は困難ですが、保有している教室数などの施設状況に加え、「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」や「小学校・中学校の通学区域」を考慮し、倉田小学校との通学区域変更等のシミュレーションを行いました。

なお、シミュレーションは令和7年度から設定した想定で行っています。

ア 通学区域変更の検討

表2のうち、倉田小学校との通学区域変更のシミュレーションを行った結果は表3のとおりです。

想定

- ・上倉田町(東戸塚小学校通学区域部分)を倉田小学校の通学区域へ変更
- ・令和7(2025)年度の新1年生から対象とし、在校生は現在の学校に通学する場合

【表3】通学区域変更シミュレーション

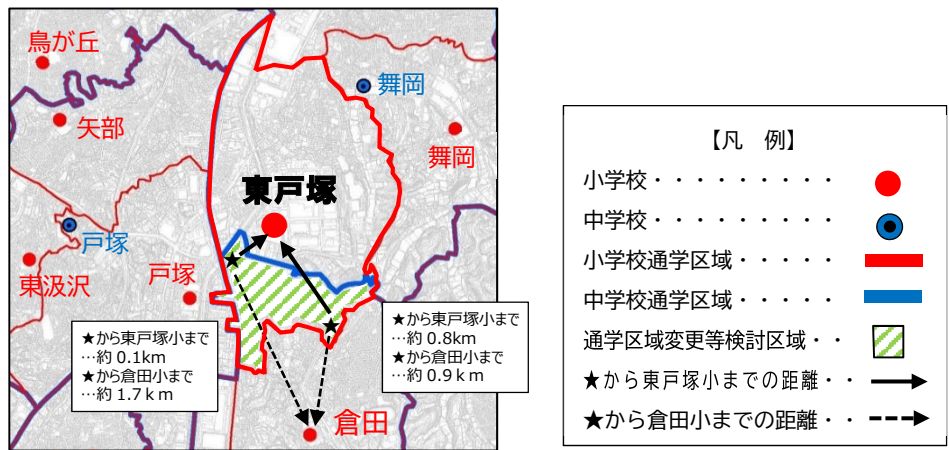
(単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室 敷地面積:m²

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有 教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,089	1,110	1,148	1,204	32	27,552
	学級数	28	31	33	34	34	36	37		
倉田小	児童数	409	392	398	418	445	460	485	16	13,326
	学級数	12	13	12	13	14	15	16		

効果と課題

両校とも増加傾向になり、東戸塚小学校の過大規模校の状態は緩和されるものの、解消しません。また、倉田小学校は教室数に余裕がなくなり、将来的な教室数不足も想定されます。

[図5]通学区域変更シミュレーションの概要図



イ 特別調整通学区域(※)設定の検討

4(1)②アと同じ区域について、指定校を東戸塚小学校、受入校を倉田小学校とする特別調整通学区域を設定した場合のシミュレーション結果は次の表4と表5のとおりです。表では、対象となる未就学児が倉田小に50%と20%通うことになった場合の結果を示しています。なお、対象の未就学児が倉田小を100%選択する場合は表3の通学区域変更を行った場合と同じ結果となります。

※ **特別調整通学区域** 学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校(正規校)又は教育長が定める指定校以外の学校(受入校)のいずれかを選択できる制度。

《想定》

- ・上倉田町(東戸塚小学校通学区域部分)について、指定校を東戸塚小学校、受入校を倉田小学校とする特別調整通学区域を設定
- ・令和7(2025)年度の新1年生から対象とし、在校生は現在の学校に通学する場合

パターン① 指定校(東戸塚小学校) 50% 受入校(倉田小学校) 50%

【表4】通学区域変更シミュレーション

(単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室 敷地面積:m²

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有 教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,118	1,164	1,219	1,300	32	27,552
	学級数	28	31	33	35	36	38	40		
倉田小	児童数	409	392	398	394	401	402	407	16	13,326
	学級数	12	13	12	13	14	14	14		

パターン② 指定校(東戸塚小学校) 80% 受入校(倉田小学校) 20%

【表5】通学区域変更シミュレーション

(単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室 敷地面積:m²

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有 教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,136	1,197	1,263	1,361	32	27,552
	学級数	28	31	33	36	37	39	42		
倉田小	生徒数	409	392	398	380	375	367	359	16	13,326
	学級数	12	13	12	12	12	12	12		

効果と課題

- ・東戸塚小学校の過大規模校の状態は解消しませんが、若干の緩和が期待できます。
- ・倉田小学校については、学級数は増加しますが、教室数不足とはならない見込みです。

(2) 分離新設（新たな学校の設置）について

「横浜市資産活用基本方針」(令和4年12月改訂)では、新たな用地取得は原則的に行わないとされています。また、東戸塚小学校は、市立小学校の校地面積の平均の2倍超の面積を有しています。

このため、分離新設する場合、東戸塚小学校の敷地を分割して、新しい学校をつくるのが案になり、過大規模校とは別の課題が生じてしまう可能性があります。

【参考】横浜市資産活用基本方針(令和4年12月改訂)一部抜粋

(3)取組

ア 新規取得の抑制と保有土地活用

施設整備に必要な土地の確保にあたっては、緑地・公園用地・道路・河川用地など、他の場所での代替性のない事業用地を除き、原則として、新たな土地の取得は行わず、先行取得資金保有土地や一般会計未利用土地、施設の用途廃止に伴う跡地の活用を図ることとします。

やむを得ず新たに土地を取得する場合には、保有土地との交換等の可能性を検討します。

【参考】校地面積について

学校名	校地面積 (㎡)
東戸塚小学校	27,552
横浜市立小学校の平均	約 12,500

(3) 東戸塚小学校において加味する要件

通常の過大規模校対策を検討する場合に加え、東戸塚小学校では、次の点を踏まえた対策が必要になります。

- ① 分離新設する場合、東戸塚小学校と新設校が隣り合うことになる。2校が隣接するため常に比較対象として見られる可能性がある。
- ② 大規模な老朽化対策を行う予定になっているため、過大規模校における課題のうち、施設面に関する課題(P.3【大規模な学校で生じる課題】参照)については、必要な対策ができる見込み。

5 想定される過大規模校対策の方策

過大規模校対策の方策として、「①単独整備案」「②分校設置案」「③分離新設案」の3案を想定しています。それぞれの方策には P7の表6のように、メリットとデメリットがあり、東戸塚小学校においては、上記の4(3)も踏まえ、検討していく必要があります。

【補足】東戸塚小学校における分校の想定

上記の①～③の方策のうち、②の分校についてはあまり例がないため、イメージするのが難しい面もありますが、現時点で次のような内容で想定しています。

- ・現在の東戸塚小学校の敷地内に、本校と分校が設置される形になります。分校には東戸塚小学校 ◆ ◆ 分校と新たな名前を考える必要があります。
- ・名目上、敷地や建物がそれぞれ本校・分校のどちらに属するか区分されます。ただし、敷地を一体的に利用できるようにし、フェンス等の設置はしません。

- ・施設や教員(学校長を除く)は概ね2校分の配置が可能です。施設の効率化を図るため、共有を図ることも可能です。(例:給食室、図書室を共有)
- ・通学区域を変更する必要はありません。学年によって、使用する校舎を分ける、学年別の分校になります。
- ・卒業証書の学校名は、東戸塚小学校卒業となる想定をしています。



【表6】◀方策案と方策案ごとの想定されるメリットとデメリット▶

	①単独整備案	②分校設置案	③分離新設案
運営体制	1校として運営	「東戸塚小◆◆分校」を設置し、本校と分校の体制で運営	新しい小学校を整備して、それぞれ別の学校として運営する
児童の学習・生活環境等	学級数が多く、学年全体や全学年が一同に集まって行う活動の内容や場所が限られるため、学校としての一体感を保ちにくい		学級数が適正規模となるため、学年全体や全学年が集まって活動しやすく、学校としての一体感を保ちやすい
	一学年の学級数が多すぎるため、授業の進捗にばらつきが生じやすい		一学年の学級数が適正規模となるため、学校ごとに学習の進捗をそろえやすい
	一学年の人数が多く、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせづらい	行事等を分校と本校で分ければ、一人ひとりに役割を持つことができるが、学校としての一体感を保ちにくい	一学年が適正な人数となるため、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせやすい
	1校として学校運営を行うため、比較されることがない		2校が隣接するため常に比較対象として見られ、本来は生じないはずの学校間の競争をあおられる
地域・通学区域	通学区域は現在のまま変わらないため、新たな問題は生じない		現在の通学区域を分ける必要があり、これまでの地域のつながりが分断されてしまう
施設	体育館等の施設は1校分の整備となる	体育館等の施設は基本的に2校分の整備が可能(ただし、給食室や図書室等を共用施設とすることも検討可)	
教職員	1校分の教職員配置となる 校長1名、副校長1名	1校分の人員に加え、分校運営に必要な教職員配置も可能 校長1名、副校長2名	それぞれの学校に1校分の教職員配置となる 校長2名、副校長2名 (各校1名ずつ配置)
学校名等	学校名も変わらず、これまでの校章・校歌を引き継げる	学校名は東戸塚小学校◆◆分校となるが、校章・校歌等は東戸塚小のものを引き継げる	新設校は、学校名、校章、校歌等を新しいものにする必要がある

【参考】校舎の老朽化対策について

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（平成 29 年 5 月策定）に基づき、老朽化した小・中学校施設を計画的に建替えています。

東戸塚小学校も、老朽化対策の対象となっています。

【一般的な建替えのスケジュール】

1 年目	2 年目	3～4 年目	5 年目～
基本構想	基本設計	実施設計	工事

【建替校の一例】都岡小学校（旭区）の校舎棟外観、音楽室



（参考）長寿命化

- ・ 建替えにかえて「長寿命化」も選択肢と考えています。
- ・ 長寿命化とは、既存校舎を活用し、構造躯体の安全性を確認したのち、劣化対策や設備更新・内部の改修を行うものです。
⇒本市ではまだ施工例がなく、外部の専門家も交えて検討する必要があります。
※東戸塚小学校の場合、既存校舎を長寿命化した場合にも、不足教室対策としてプレハブ校舎とは別に校舎の増築が必要となります。（校舎増築後にプレハブは撤去）
- ・ 長寿命化を行う場合の進め方
 - ①今後、何年程度学校施設の使用が可能か調査（東戸塚小学校の校舎棟の耐用年数は、適切な維持保全を行うことで、現時点から 100 年超との調査結果が出ています。）
 - ②使用見込み年数等に応じた長寿命化の手法を検討
 - ③耐力壁や柱、梁などの保全や強化に加え、設備、内装の改善、間取り変更等を検討
- ・ 長寿命化の工事も、学校運営しながら行う必要があるため、建替え同様、仮設校舎を設置するなどして、ある程度の年数をかけて進めることが想定されます。